東浦町子育て世代包括支援センター事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子どもが自立するための子どもへの支援及び妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築することを目的とした子育て世代包括支援センター事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施場所）

第２条　事業の実地場所は、ひがしうら総合子育て支援センター内とし、東浦町子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）とする。

（センターの機能）

第３条　センターは、次に掲げる機能を有するものとする。

（１）母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第１項に規定する母子健康包括支援センターの機能

（２）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第１号に規定する事業を実施する機能

（３）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 11 第１項及び第２項に規定する事項を実施する機能

（４）次の事項を一体的に実施する機能

ア　関係機関との連絡調整を行う利用者支援事業の基本型（平成 27 年５月 21 日付け府子本第 83 号・27 文科初第 270 号・雇児発第 0521 第１号「利用者支援事業について」別紙「利用者支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に規定する基本型をいう。）

イ　利用者支援事業の母子保健型（実施要綱に規定する母子保健型をいう。）

（事業内容）

第４条　センターは、次に掲げる事項に関する業務を行う。

（１）妊産婦及び乳幼児の実情の把握に関すること。

（２）妊娠、出産及び育児に関する相談、情報の提供、助言及び保健指導に関すること。

（３）支援プランの策定に関すること。

（４）保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整に関すること。

（５）母子保健事業に関すること。

（６）子育て支援事業に関すること。

（７）その他町長が事業の目的を達成するために必要と認めること。

（職員の配置）

第５条　センターに、子育て支援コーディネーターとして、次に掲げる者を１人以上配置する。

（１）保育士、社会福祉士等の教育、保育、子育て支援等に関する知識及び経験を有する対人援助に関する有資格者

（２）保健師等の母子保健事業に関する専門的知識を有する者

（関係機関等との連携）

第６条　町長は、センターの事業を行うに当たっては、関係団体、関係機関等に対し、センターの事業の周知を行うとともに、緊密に連携するよう努めるものとする。

（個人情報と守秘義務）

第７条 本事業に従事する者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報及び秘密を保護し、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、センターの事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年６月１日から施行する。